

今職場で管理人を置いて仕事のことゝあるめしの特同のことゝキツイお達し
 が下つた朝はうす暗い奴にメシを食つて日中は俸の格に働いておる不足だと
 云ふのがコノ先はとうするのだと此れは解雇する。此の考へにせる共同作業の取
 つかひは各支部のぼん／＼を握つてつゝこのまゝパンクム、コーロ、ロ、ロ、ロ、ロ、ロ
 になんていふ／＼／＼しておるのか。

さあ又弟国く平を握つて一年此れず行動をとらうではなからぬ。

三、一五

決選道路工夫代表者会議

労働第一の九下
 昭和六年三月廿五日 警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿

社会局長 吉田 英 殿

各府県警察長 官 殿

(ハハハ報告書)

東京市被業員組合の解雇及共運動ニ関スル件 (第十七夜)

6. 3. 28
 2302

要旨

- 1. 東京市被業員組合は三月十九日午前四時頃、東京市警察署に面会し、解雇中止を懇願せられたるが、この時、警察署長は「解雇中止を懇願するが、これは警察署の権限外である」と答へた。
- 2. 三月廿三日午後三時、東京市被業員組合は、東京市警察署長を訪問し、市警察署長等と懇談した。
- 3. 市警察署長は「解雇は警察署の権限外である」と答へた。
- 4. 市警察署長は「解雇は警察署の権限外である」と答へた。